

鳥獣被害防止総合対策事業（クマ特別対策事業）における捕獲計画

事業実施主体：訓子府町鳥獣被害防止対策協議会

1. 目的

本地域においては、令和2年度以降クマの目撃や痕跡の報告が増加し、近年レクリエーション公園や十勝オホーツク自動車道訓子府IC付近など市街地に近い場所での出没があり、その生息域は拡大しているものと推測し、農業被害だけではなく、農業者の人身被害を引き起こす懸念も大きくなっていることから、有害個体の捕獲対策の強化が必要となっている。

このため、本事業により、生息環境管理を基本に状況に応じた効果的な対策を推進することで、クマの個体数の適正化を図ることを目的とする。

2. 目標

(1) 推進方針

訓子府町町内全域を捕獲区域として設定し、クマの有害捕獲対策を実施する。

(2) 目標捕獲頭数

年間3頭

3. 事業実施体制等に係る項目

(1) 構成市町村、構成機関と役割分担

範囲	構成機関	役割分担
訓子府町	訓子府町役場	町実施事業の総括、捕獲確認、支払い
	北海道猟友会	捕獲
	北見支部訓子府部会	

(2) 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーや学識経験者等第三者との協議や意見聴取の機会の設定

①捕獲計画の作成段階

第三者（網走農業改良普及センター地域第3係長 渡邊 薫）から、計画案について助言を得る。

②クマの有害捕獲対策の実施・推進段階

第三者（網走農業改良普及センター地域第3係長 渡邊 薫）から、事業期間の中盤頃にさらなる事業の推進に向けた対応方策や捕獲計画の変更について助言を得る。

③捕獲計画（捕獲目標等）に対する事業成果（捕獲効率含む）の評価段階

第三者（網走農業改良普及センター地域第3係長 渡邊 薫）から、事業の評価に当たって評価手法及び評価結果について意見聴取する。

4. 事業の対象地域内の全ての市町村における①被害防止計画の作成状況、②第二種特定鳥獣管理計画の作成状況等

①作成済み（計画期間：令和7年～9年）

②北海道ヒグマ管理計画（第2期）を道が作成済み（令和6年12月～令和9年3月）

5. 生息状況調査等の結果に係る項目（生息状況、生息数、捕獲状況、被害状況等）

(1) 生息状況

クマの生息地域は、地域南部に位置する山林及び地域北西部の駒里地区の山林を中心に地域全域に拡大している。

(2) 生息数

北海道ヒグマ管理計画（第2期）の令和4年の推定個体数を基に、道東・宗谷地域（東部）の推定個体数 1,160 頭×訓子府町の森林面積 9,213ha／道東・宗谷地域（東部）の森林面積 860,500ha =12 頭と推定する。

※森林面積は令和元年度「北海道森林統計」による。

(3) 捕獲と被害状況

令和元年度以降の年度別の被害状況及び捕獲頭数の推移を下表に示す。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
被害金額(千円)	100	3,465	-	-	61	442
被害面積(ha)	0.15	3.15	-	-	0.10	0.20
捕獲頭数(頭)	0	1	3	2	1	0

6. 捕獲の対象地域等（クマ特別対策を実施する位置等を記載）

訓子府町内全域（別添のとおり）

7. クマの捕獲の内容

(1) 捕獲体制（捕獲者）

捕獲者は、技能熟練者でかつ過去10年以内に狩猟関係法令に違反したことがない者とする。

(2) 目標捕獲頭数等に係る内容

訓子府町内全域

(3) 捕獲方法

銃器、箱わなによる。

(4) 捕獲期間

捕獲計画の承認日～令和8年3月31日

(5) 捕獲に要する経費

クマ（成獣）について、38,000 円/頭（国費含む）を当協議会を通じて交付する。

(6) 捕獲個体の確認方法や捕獲個体処理に関する取り決め

捕獲の確認方法については、市町村の職員とする。

なお、捕獲個体処理方法は、焼却処分を基本とする。

(7) 捕獲目標に対する事業成果の評価方法の設定

事業成果については、設定した目標の達成率が70%未満の場合は、達成状況が低調であるもの

とする。また、必要に応じて捕獲の効率化が図られているか、類似の取組事例（近隣で実施されている緊急捕獲事業や指定鳥獣捕獲等事業）と比較して評価する。

(8) その他

特になし

8. 生息環境管理の内容（実施体制、実施内容、実施範囲、ゾーニングの考え方・方針）

別添「訓子府町ヒグマゾーニング計画」のとおり

9. 追払いの内容

(1) 追払い体制

特になし

(2) 追払いに要する経費（使用機材を含む）

特になし

10. 人材育成活動の内容（具体的な内容を記載）

特になし

11. クマの日当払い及び頭数払いの単位当たりの単価とその財源

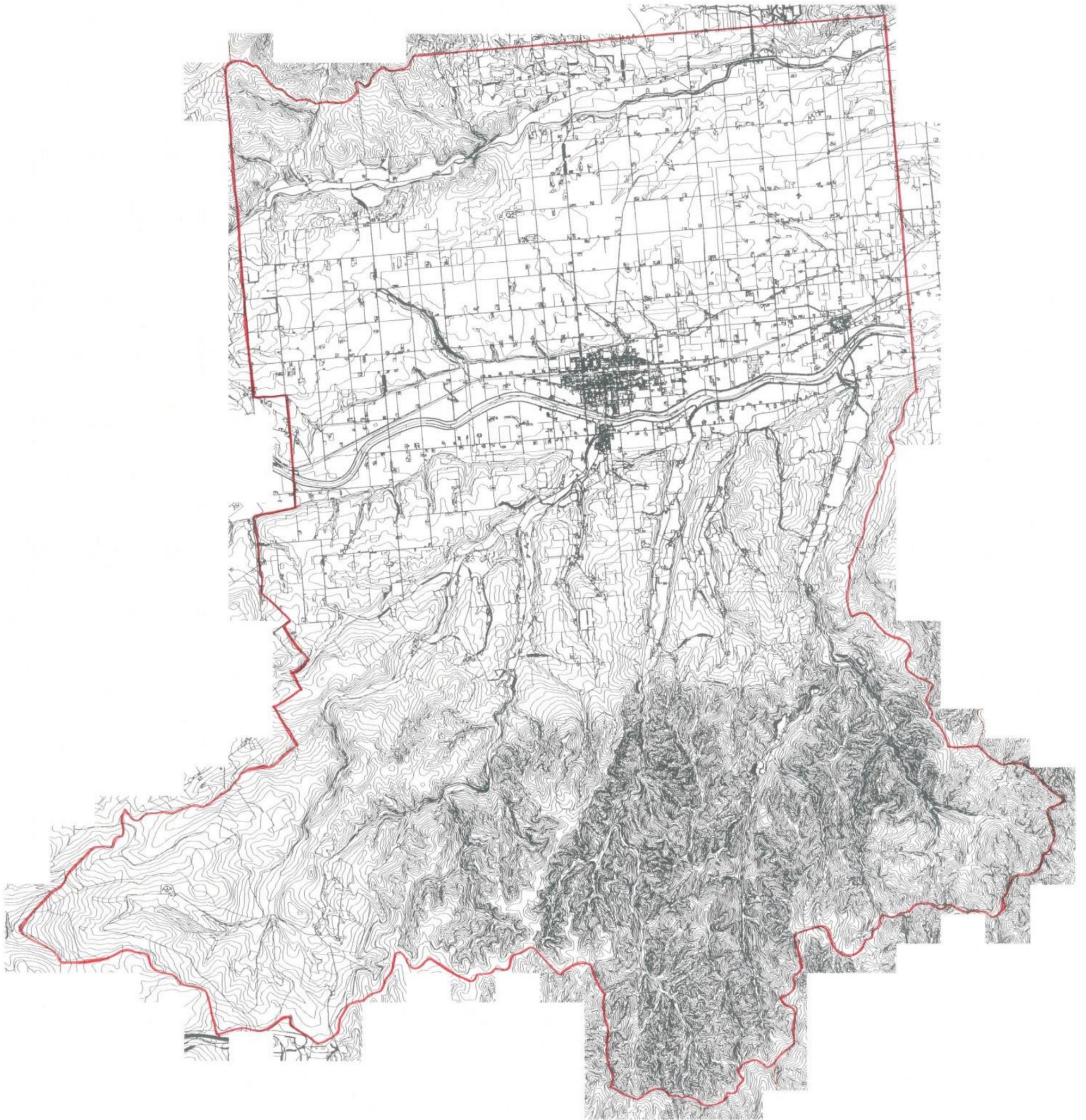
- ・ 出動手当：5,000 円/日（全額町費）

※「訓子府町ヒグマ駆除事業奨励金等交付規則」による町長がヒグマ捕獲のためハンターの出動要請に係る出動手当

※クマ捕獲に至った場合は、頭数払いの単価とする。

- ・ 頭数払い：38,000 円/頭（うち国費 8,000 円、町費 30,000 円）

訓子府町クマ特捕獲区域



訓子府町ヒグマゾーンニング計画

令和7年12月

訓子府町

1. はじめに

(1) この計画の趣旨

「ゾーニング管理」とは、人と野生動物をすみ分ける手法のひとつです。北海道が令和6年12月に改定した「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」では、ヒグマでのゾーニング管理を推進することが位置づけられました。これを受け、訓子府町では地域の関係者から意見を聞き、ヒグマとのすみ分けに必要な情報を収集しました。この情報をもとにゾーンを設定し、各関係者が共通の理解を持ってヒグマ対策をおこなうため、この計画を定めました。

(2) 位置づけ

この計画は、ヒグマ対策を効果的に実施していくために、対応の目安などをあらかじめ定めたものとなります。ヒグマへの対応、特に出沒に伴う捕獲の判断などは、その事例に応じた情報に基づき、その安全性等を検討することが必要になるため、関係者がこの計画を踏まえた共通認識のもと、スムーズに連携を行い、検討を行います。

また、この計画は対応の目安ですので、特に計画期間等は設けませんが、その運用にあたって不都合が生じないように、必要に応じて順次修正を行うこととします。

なお、ヒグマ対策に関して、ゾーニング管理を前提とした国の交付金等を受けることとした場合、各交付金等の事業実施計画作成に当たりこの計画を参照することがあります。

2. 各ゾーンの定義

表1のとおり。

<表1：各ゾーンの定義>

ゾーン	コア生息地	緩衝地帯	防除地域	排除地域
エリア概要	健全な個体群の維持（繁殖や生息）を担保するうえで重要な奥山等の地域	コア生息地と防除地域・排除地域の間地域	農業、林業など人間活動が盛んな地域	市街地、集落内の住居集合地域等の人間の居住地
ヒグマの生息	ヒグマの生息域	ヒグマの生息域	ヒグマの定着は許容しない	ヒグマの侵入は許容しない
利用の状況	ヒグマの存在を前提とした限定的な利用（登山など）	ヒグマとの遭遇を想定した利用	日常的な利用があるが、人の目が届かない時間・場所も多い	日常かつ高密度な利用

3. 各ゾーンの対応方針

表2のとおり。

<表2：各ゾーンの対応方針>

	コア生息地	緩衝地帯	防除地域	排除地域
ヒグマへの対応方針	ヒグマの生息に配慮	問題を未然に防ぐ	寄せつけない・被害を防除	入らせない・入ったらすぐ対応
ヒグマへの取組の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地の保全 ・問題個体以外の捕獲は行わない ※春期管理捕獲を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲による個体数の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘引物の適切な管理 ・被害防止のための捕獲 ・排除地域への侵入抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地への侵入防止 ・緊急時の対応体制の整備
(共通) 出没情報の収集・発信 普及啓発・調査研究の促進				

4. ゾーニングマップ

別紙図1のとおり。

5. ゾーンごとの取組及び実施体制

ゾーンごとの主な取組は表3のとおり。また、特に取組を重点的に推進する地域は表4のとおり。ゾーニング管理を通じ、これらの取組を推進するとともに、実施体制の整備と充実を図っていく。

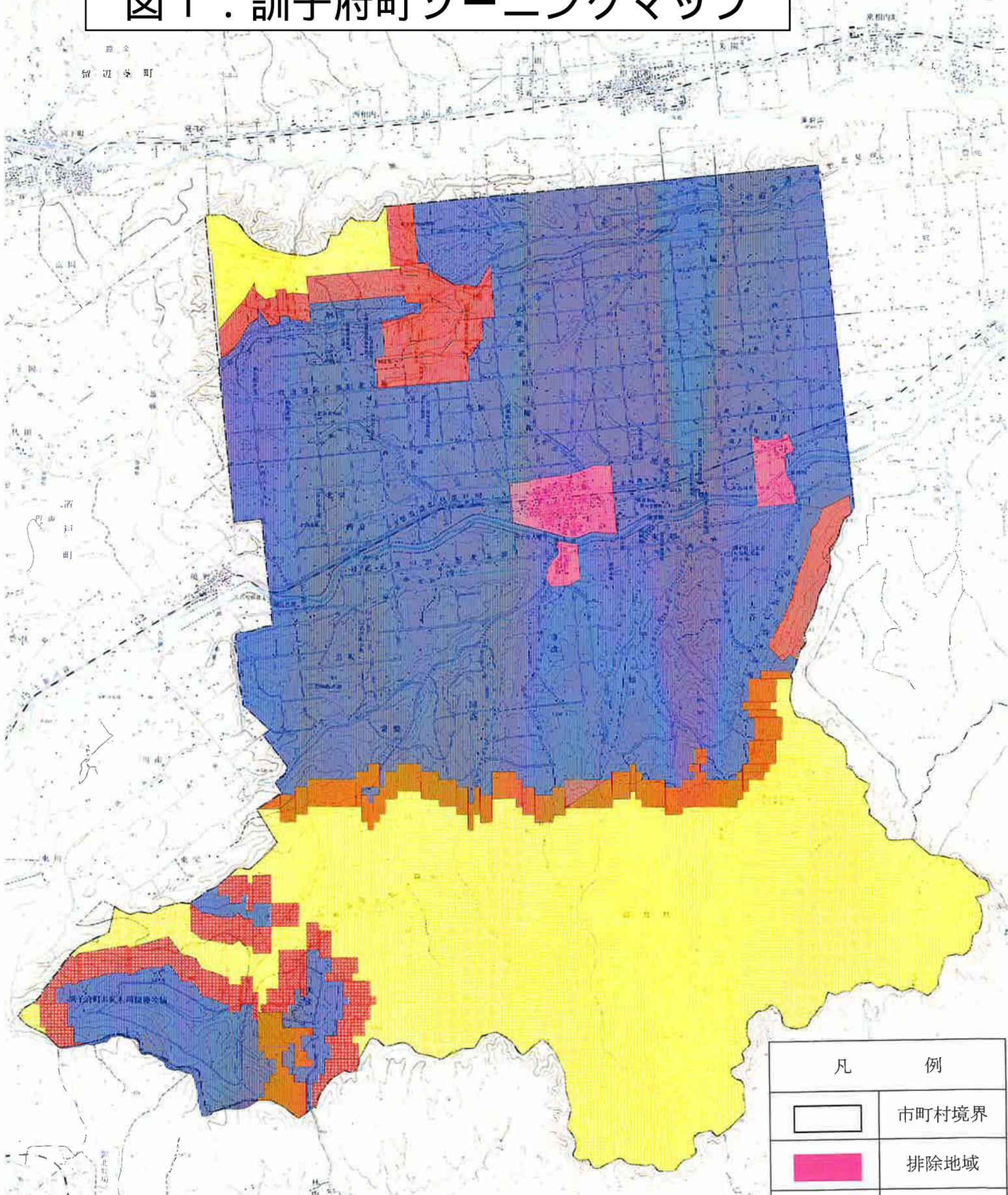
<表3：ゾーンごとの主な取組>

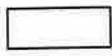
主な取組	コア生息地	緩衝地帯	防除地域	排除地域
被害防止のための捕獲	—	—	○	○
ゾーニング管理としての捕獲 (被害防止のための個体数管理捕獲)	—	○	—	—
春期管理捕獲	—	—	—	—
目撃情報の収集及び注意喚起の発信	○	○	○	○
農業被害防止のための電気柵設置	—	—	○	—
作物残渣と廃棄物(生ごみ等)の適正処理	—	—	○	○
ヒグマ出没時における対応訓練	—	—	—	○
調査研究	○	○	○	○

<表4：取組を重点的に推進するエリア>

No	地域	概要
重点1		特になし

図1：訓子府町ゾーニングマップ



凡	例
	市町村境界
	排除地域
	防除地域
	緩衝地帯
	コア生息地